

財計第 2204 号
平成 23 年 8 月 23 日

各省大臣殿

財務大臣

平成 24 年度予算の概算要求に係る作業について(案)

平成 23 年 8 月 23 日の閣議における総理発言（「平成 24 年度予算の概算要求に係る作業について」）を受け、平成 24 年度予算編成を行うに当たり必要となる準備作業として、先般閣議決定した「中期財政フレーム」（8 月 12 日閣議決定）を遵守するための暫定的・機械的な概算要求に係る作業手順について、下記のとおり定める。

今後、各省大臣におかれては、下記に沿って概算要求に向けた作業を進められたい。

記

1. 基礎的財政収支対象経費

(1) 年金・医療等に係る経費等

- ① 補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費（以下「年金・医療等に係る経費」という。）については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う自然増（各所管計 11,600 億円）を加算した額の範囲内において、各大臣ごとに、要求する。

なお、上記の前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額は、「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成 23 年 8 月 4 日付け民主党、自由民主党及び公明党の幹事長及び政調会長による合意をいう。）を踏まえた額（所得制限世帯に対する措置に相当する額を除く。）とし、所得制限世帯に対する措置を含めた制度のあり方については予算編成過程で検討し、その結果を平成 24 年度予算に反映させることとする。

また、上記自然増を含め、年金・医療等に係る経費についても、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成 24 年度予算に反映させることとする。

(注 1) 上記自然増(各所管計 11,600 億円)には、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとされている基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 と 36.5%との差額に係る自然増が含まれている。

(注 2) 平成 22 年度税制改正における年少扶養控除等の見直しによる地方増収分(5,050 億円)については、要求においては上記自然増から控除した上で、その取扱いについては、予算編成過程で検討し、その結果を平成 24 年度予算に反映させることとする。

- ② また、旧軍人遺族等恩給費等については、前年度当初予算における旧

軍人遺族等恩給費等に相当する額から自然減を減算した額の範囲内において、要求する（なお、①及び②の経費を、以下「年金・医療等に係る経費等」という。）。

(2) 地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金（以下「地方交付税交付金等」という。）の合計額については、「中期財政フレーム（平成 24 年度～26 年度）」（平成 23 年 8 月 12 日閣議決定）との整合性に留意しつつ、要求する。

なお、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を (6) (注) における「歳出の大枠」への加算の対象とする。

(3) 予備費

予備費（経済危機対応・地域活性化予備費を含む。以下同じ。）については、13,100 億円（このうち、経済危機対応・地域活性化予備費は 9,600 億円）を要求する。

なお、経済危機対応・地域活性化予備費の平成 24 年度における取扱いについては、今後の経済状況等を踏まえ、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(4) 「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」及び「高速道路の無料化」

「高校の実質無償化」及び「農業の戸別所得補償」については、所要の額を要求する。「高速道路の無料化」については、平成 24 年度予算概算要求において計上しない。

(5) 概算要求枠

各大臣は、以下の①及び②に掲げる経費ごとに定める計算により算出された額の合計額（以下「概算要求枠」という。）の範囲内で要求する。各大臣ごとの概算要求枠については、(別紙)に定める。

①義務的経費

以下の(イ)ないし(ロ)及び(注)に掲げる経費(上記(1)ないし(4)に掲げる経費に相当する額を除く。以下「義務的経費」という。)については、各大臣ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において要求する。

(イ) 補充費途として指定されている経費

(ロ) 人件費

(ハ) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費(平成23年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入等及びその他施設費を除く。)

(ニ) 国家機関費(一般行政経費を除く。)及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額

(注) 人件費に係る平年度化等の増減及び国際通貨基金・世界銀行年次総会の開催に必要な経費等の増減については、上記の額に加減算する。

なお、義務的経費についても、聖域を設けることなく、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、歳出の抑制を図る必要がある。

②その他の経費

各大臣は、「中期財政フレーム(平成24年度~26年度)」2③(i)に定める「基礎的財政収支対象経費」のうち、上記(1)ないし(4)及び(5)①を除く経費(以下「その他の経費」という。)については、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額(以下「基礎額」という。)の範囲内で要求する。

(注1) 石油石炭税及び電源開発促進税の税収見込額と平成23年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等については上記の額に加減算する。

(注2) 各大臣の年金・医療等に係る経費と(2)ないし(5)に掲げられた経費については、両経費の性質が異なることから、両経費間での調整は行わない。ただし、各経費において、恒久的な削減を行ったものとして、財務大臣が認める場合には、両経費間で調整をすることが

できる。また、調整を認めるにあたっては、今後の各経費の増加の見込みも勘案することとする。

(注 3) 特別会計の改革の実施等により経理区分が変更されることに伴い増加する経費については、「財政運営戦略」に定める財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）に則り、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(注 4) 公共事業関係費等に関する地域に係る一括計上分については、関係所管をベースとした調整を行うこととする。その他、概算要求枠の合計額が変わらないものとして、財務大臣が認める場合には、各大臣間で概算要求枠の額の調整をすることができる。

(注 5) ①に規定する義務的経費（①(注)の規定に基づき加減算が認められている経費（人件費を除く。）及び既存債務の支払いに係る経費を除く。）及び②に規定するその他の経費（②(注 1)の規定に基づき加減算が認められている経費を除く。）の要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費

各大臣は、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費については、所要の額を要求する。

(注) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（復興債の償還を除く。）のうち、復興債の当該年度の発行額及び時限的な税制措置等による歳入額の合計額から、復興債の当該年度の償還額等を差し引いた残額により賄われるものについては、当該財源と併せて別途管理し、当該年度の「歳出の大枠」に加算するものとする。

(7) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費

B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、所要の額を要求する。

(注) B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、

時限的な税制措置等により賄われるものについては、当該財源と併せて別途管理し、当該年度の「歳出の大枠」に加算するものとする。

2. 要望

- (1) 各大臣は、「その他の経費」の平成 23 年度当初予算に相当する額と基礎額との差額（以下「差額」という。）の 1.5 倍の範囲内で要望を行うことができることとする。
- (2) 予算を重点配分すべき分野などについては、今後の予算編成過程において改めて検討することとする。

3. その他の予算編成過程検討事項

- (1) 新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程において検討することとする。
- (2) 「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成 8 年 12 月 3 日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成 10 年法律第 35 号）等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等、「社会保障・税番号大綱」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に基づく新たなシステム導入に伴う経費等の平成 24 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。
- (3) また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成 18 年 5 月 30 日閣議決定）及び「平成 22 年 5 月 28 日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（平成 22 年 5 月 28 日閣議決定）に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成 24 年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置

の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、「歳出の大枠」の範囲内で必要な措置を講ずる。

- (4) 「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」及び「平成23年人事院勧告」については、法案の審議状況や人事院勧告の今後の取扱い方針等に応じて、通常の実施の例により予算編成過程で検討し、その影響額を適切に反映する。

4. 要求期限等

上記による要求・要望に当たっては、9月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求・要望を提出せざるを得ない場合であっても、上記1. (1) ないし (7) 及び上記2. (1) に従って算出される額の範囲内とする。

(以上)

(別紙)

概算要求枠及び差額

所 管 等	概算要求枠	差額
内閣総理大臣（内閣・内閣本府等）	9,259 億円	904 億円
国家公安委員会委員長（警察庁）	2,349 億円	110 億円
総務大臣（総務省）	3,167 億円	170 億円
法務大臣（法務省）	7,279 億円	181 億円
外務大臣（外務省）	5,879 億円	405 億円
財務大臣（財務省）	11,890 億円	384 億円
文部科学大臣（文部科学省）	47,103 億円	3,240 億円
厚生労働大臣（厚生労働省）	11,308 億円	706 億円
農林水産大臣（農林水産省）	13,112 億円	977 億円
経済産業大臣（経済産業省）	9,337 億円	875 億円
国土交通大臣（国土交通省）	44,658 億円	4,397 億円
環境大臣（環境省）	1,878 億円	172 億円
防衛大臣（防衛省）	47,072 億円	640 億円
合計	214,291 億円	13,162 億円

(注1) 上記「概算要求枠」は、上記要領において、「義務的経費」及び「その他の経費」ごとに定める計算により算出された額の合計額である。

(注2) 上記「差額」とは、「その他の経費」の平成23年度当初予算に相当する額と基礎額（「その他の経費」の平成23年度当初予算額に相当する額に100分の90を乗じた額）との差額をいう。

(注3) 平成24年度予算の経済産業省及び環境省の概算要求額の合計額には、両省の上記概算要求枠の合計額のほか、石油石炭税の税収見込額と平成23年度当初予算における石油石炭税の税収見込額との差額が加算される。また、平成24年度予算の両省の概算要求にあたっては、平成23年度当初予算における石油石炭税の税収見込額とエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定への繰入額相当額との差額を勘案して別途調整する。

(注4) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費及びB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費については、概算要求枠とは別途、所要の額を要求する。

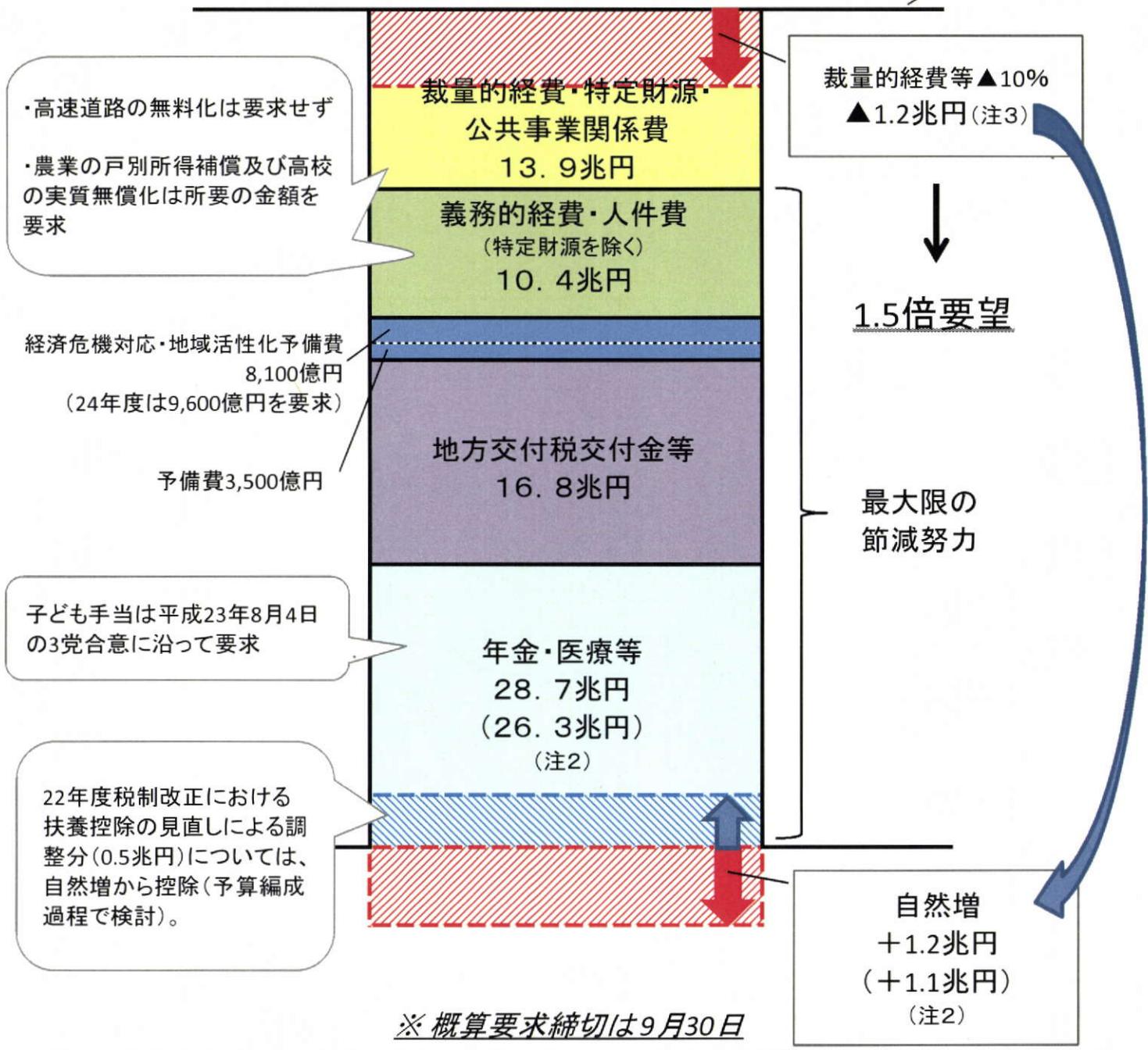
(注5) 平成24年度予算の概算要求額には、上記の合計のほか、国会、裁判所及び会計検査院に係る経費が加算される。

24年度予算編成に向けて

～「中期財政フレーム」遵守のために必要となる暫定的・機械的な作業手順～

復旧・復興及びB型肝炎
関連経費は別途管理

「歳出の大枠」
71兆円
(68.4兆円)
(注2)



- (注1) 計数は23年度当初予算額
- (注2) ()書きは、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとされている基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%との差額分を含まない額
- (注3) マニフェスト項目は除いて計算
- (注4) 地方交付税交付金等については、「中期財政フレーム」との整合性に留意しつつ、要求

予決令第8条の特例政令の制定について

○概要

- ・ 予算決算及び会計令第8条において、概算要求書の提出期限は前年度の8月31日までとされているが、平成24年度予算については、これを9月30日までとする。

○施行日

- ・ 公布の日（8月26日を予定）

（参考）

○財政法（昭和22年法律第34号）（抄）

第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

- ② 内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第四十七条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（抄）

（歳入歳出等の見積書類の作製及び送付）

第八条 財政法第十七条第一項の規定により、内閣に送付すべき書類は、財務大臣の定めるところにより作製し、前年度の八月三十一日までに、これを内閣に送付しなければならない。

- ② 内閣は、前項の書類の送付を受けたときは、これを遅滞なく財務大臣に回付しなければならない。
- ③ 財政法第十七条第二項の規定により、財務大臣に送付すべき書類は、財務大臣の定めるところにより作製し、前年度の八月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。